

名和総合運動公園陸上競技場修繕工事に係る設計・施工一貫
プロポーザル（公募型）実施要綱

大山町教育委員会人権・社会教育課が発注する名和総合運動公園陸上競技場修繕工事設計・施工についての公募型プロポーザル方式に基づく選定・特定手続きについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）および大山町財務規則（平成17年大山町規則第45号。以下「財務規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

1. 目的

名和総合運動公園陸上競技場トラックは多くの来場者に利用されてきたが、老朽化、トラック等の消耗が著しくあり、この陸上競技場の公認の継続が困難な状態になった。

名和総合運動公園陸上競技場修繕工事は、名和総合運動公園陸上競技場内の舗装改修を行うものである。改修工事にあたっては、鳥取県土木工事共通仕様書、鳥取県土木工事施工管理基準、（財）日本陸上競技連盟公認陸上競技場規定、細則及び全天候舗装公認陸上競技場の諸規則に従い、安全かつ適正、また安価で実施するために、本プロポーザルを実施し設計・施工業者を決定するものである。

2. 一般事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 名和総合運動公園陸上競技場修繕事業 |
| (2) 主催者 | 大山町 |
| (3) 趣旨 | 本プロポーザルは、陸上競技場修繕工事の設計・施工案の提出を求めるものである。 |
| (4) 選考方法 | 本プロポーザル方式は公募型とし、審査委員会で選定します。 |
| (5) 工事内容 | |
| ア 工事名 | 名和総合運動公園陸上競技場修繕工事 |
| イ 施工場所 | 鳥取県西伯郡大山町名和1247 - 1 |
| ウ 工期 | 契約締結日の翌日から平成31年2月28日（木曜日）まで
（審査会で決定後の契約は仮契約で議会議決後が本契約とする） |
| エ 工事概要 | ①事業に係るすべての基本設計及び実施設計
②建設工事及び工事監理
③名和総合運動公園陸上競技場内の舗装改修一式
日本陸上競技連盟第4種公認陸上競技場として公認が取れるようにする。
④町の要望としての工事も含む。
1. 計測のためのビデオ判定をするためのビデオ設置の建物設置
2. 倉庫横（海側）の通路に屋根の設置
3. 旧円盤・ハンマー投用囲いは残す。 |
| オ 総工事価格 | 145,800,000円未満（消費税および地方消費税を含む） |
| カ その他 | ・本工事は、提案を受けた上で、実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。
・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
・グラウンド内芝生フィールド部分は、工事完了後正常な状態に復旧できるよう計画をすること。
・仮設で利用した範囲は、現状復旧を行うこと。
・6月17日（日）に西伯郡陸上大会が開催されるため配慮すること |
| (6) 事務局 | 大山町教育委員会 人権・社会教育課
〒 689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋263番地1
電話 0859-54-5212 FAX 0859-54-5217
E-mail syougaigakusyu@daisen.jp |

3 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は次のすべての資格要件を満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大山町建設工事等入札参加停止基準、その他の大山町の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (4) この公告をした日の前日（以下「審査基準日」という。）において法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。（審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）

4 提出書類

本プロポーザルの参加申込者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
 - (2) 誓約書（様式2）
 - (3) 管理技術者の主要業務実績（設計）
 - (4) 管理技術者の主要業務実績（工事監理）
 - (5) 現場代理人の主要業務実績（施工）
 - (6) 監理技術者の主要業務実績（施工）配置される監理技術者ごとに
 - (7) 概算事業費
 - ・設計及び計画の概要（構造規模、面積施工方法等）について記載する。
 - ・利用者に配慮した工程、施工計画について記載する。
 - ・ランニングコスト・施設維持管理の配慮についての提案
 - ・施設整備等についての提案
- ※ 様式は任意とする
- (8) 工事費内訳書（見積書）（様式5）
 - 1) 舗装計画（図面等で記載すること）
 - 2) 全天候舗装材について
 - 3) 施工・品質・安全管理について
 - 4) 施工実績（元請、下請の別を記載すること）
 - 5) 工事費積算内訳書
- ※ 様式は任意とする

5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：平成30年5月18日（金曜日） 17時
- (2) 提出場所：2（6）の事務局
- (3) 提出方法：持参または郵送とする。

6 公募に関する質問等

公募に関する質問は、質問書（様式7）により提出すること。

- (1) 提出期間：平成30年4月24日（火曜日）から平成30年5月8日（火曜日）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで。
- (2) 提出場所：2（6）の事務局
- (3) 提出方法：持参または郵送とする。
- (4) 回答方法：質問ごと通知で回答する。
なお、質問事項の内容により回答できない場合があります。

7 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が名和総合運動公園陸上競技場に自由に行うことができる。

8 審査・選定

(1) 審査方式

参加申込者が作成し提出した提案書、提案目的物の概要図および構造図について、審査委員が、「評価基準」（別添2）に基づき評価を行い、審査委員会で審査・選定する。

ア 参加申込者が「12 失格事項」に該当しない場合には、その者をプロポーザル提案者とする。

(2) 審査委員会

プロポーザル提案者の中から工事請負候補者を特定するための最終審査は審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、評価基準に基づき評価を行い、総合評価点の多い順に順位を決定し、最多得点のプロポーザル提案者を工事請負候補者とし、第2位を次点候補者とする。

イ 審査委員会名簿

工事請負契約締結後に公表する。

(3) 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、参加申込者に通知する。

ア プロポーザル提案者への通知（予定）

平成30年5月21日（月曜日）

イ 最終審査結果の通知・公表（予定）

平成30年5月30日（水曜日）

9 プロポーザルの日程（一部予定を含む）

(1) 公募型プロポーザル実施要綱の公表

平成30年4月9日（月曜日）

(2) 提出書類の受付期間

平成30年4月9日（月曜日）から平成30年5月18日（金曜日）まで

(3) 公募に関する質問書の受付期間

平成30年4月24日（火曜日）から平成30年5月8日（火曜日）まで

(4) プロポーザル提案者からの審査委員への説明会（プレゼンテーション）

平成30年5月28日（月曜日）に定める。

(5) 最終審査結果の通知・公表（予定）

平成30年5月30日（水曜日）

(6) 工事請負契約の締結（予定）

平成30年5月31日（木曜日）

（審査会で決定後の契約は仮契約で6月議会議決後が本契約とする）

10 契約の相手方の決定

- (1) 「8 審査・選定」において特定した工事請負候補者から見積書を徴し、大山町財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であれば、施行令第167条の2の規定により随意契約を行う。
- (2) 工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。
- (3) 次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者から見積書を徴する。

11 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

13 その他

- (1) 町は、工事請負候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
また、本件に係る情報公開請求があった場合には、大山町情報公開条例（平成17年大山町条例第11号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (3) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (4) この工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「12 失格事項」に該当することになった場合は、当該工事請負候補者と契約を締結しない。
- (5) 工事に伴う業務を第三者に委託する場合には、町内業者と契約をすること。
ただし、技術的に対応できる町内業者がない業務を委託する場合、又は町内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合、監督員に事前協議して町外業者と契約することができる。